

【令和５年６月１６日の設工認その９に係るヒアリングコメント】

【ヒアリングコメント No. 12】

処理前廃棄物保管場所及び発生廃棄物保管場所について、新規規制基準前の状況（規制対象かどうか等）について、説明すること。

<回答>

技術基準規則第 36 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の処理前廃棄物保管場所及び発生廃棄物保管場所の構造及び容量について、新規規制基準を受け、規制対象として許認可対応が必要になった。

新規規制基準以前の原子炉設置変更許可申請書（20 諸文科科第 2058 号：平成 21 年 3 月 11 日許可）において、固体廃棄物の廃棄施設として、保管廃棄施設は位置付けられているが、処理前廃棄物保管場所及び発生廃棄物保管場所については位置付けられていなかった。これらの保管場所については、以下に示すとおり、その一部のみ固体廃棄物を貯蔵又は保管する場所として設定していた。

「固体廃棄物の廃棄施設は、原子炉施設等から搬入される固体廃棄物を、周辺環境に有意な汚染をさせることなく安全に貯蔵し、処理し、保管廃棄するものであり、処理を行うまでの期間一時的に廃棄物を貯蔵する廃棄物一時置場及び一時保管室、これら処理する焼却処理設備、解体室、固体廃棄物処理設備・Ⅱ、高圧圧縮装置、金属溶融設備、焼却・溶融設備等の処理装置並びに長期間廃棄物を保管廃棄する保管廃棄施設で構成する。」

なお、第 2 廃棄物処理棟の処理前廃棄物収納セルは、処理設備の一部として、上記「貯蔵」とは別と考えていた。

また、原子炉施設保安規定（原規規発第 1403267 号：平成 26 年 3 月 26 日認可）※においても、処理前廃棄物保管場所及び発生廃棄物保管場所は位置付けられておらず、以下に示すとおり、各固体廃棄物に対し、置場又は廃棄物保管場所が設定されていた。

※：保安検査での指摘を受け、変更認可申請を行う前の保安規定

1. 処理前の固体廃棄物を保管する場所

第 3 編第 11 条第 1 項

「放射性廃棄物管理第 1 課長は、引き取った液体廃棄物を処理前に、別表第 2 に示す場所に貯蔵し、固体廃棄物は、別図第 2（その 2）に示す置場に一時保管しなければならない。」

第 3 編第 11 条第 2 項

「放射性廃棄物管理第 2 課長は、引渡しを受けた放射性廃棄物を処理前に、別表第 2 の 2 に掲げるところにより、貯蔵しなければならない。」

第 3 編第 11 条第 3 項

「高減容処理技術課長は、減容処理棟に引渡しを受けた固体廃棄物を処理前に、別図第2（その20）から別図第2（その24）に示す置場に貯蔵しなければならない。」

原子炉施設保安規定第3編 別表第2の2

| 廃棄物の種類 | 貯蔵施設 | 貯蔵能力 |
|------------|------------|------------------------------------|
| 固体廃棄物B-1以下 | 処理前廃棄物収納セル | 約250金属容器72個相当（約1.8m ³ ） |

原子炉施設保安規定第3編 別図第2に示す廃棄物置場

| 施設 | 廃棄物保管場所 | 図番 |
|----------|--------------|---------------|
| 第1廃棄物処理棟 | 廃棄物一時置場（2階） | 別図第2（その2） |
| 減容処理棟 | 一時保管室（地階～2階） | 別図第2（その20～24） |

2. 処理後の固体廃棄物を保管する場所

処理後の固体廃棄物は、施設内に一時保管し、保管廃棄施設に搬出するまでを処理プロセスの一環と考えていたことから、その保管場所は明確になっていなかった。

3. 処理等に伴って発生した固体廃棄物

第2編第48条第1項

「課長等は、前2条*の措置を講じた放射性廃棄物について、放射性廃棄物管理第1課長に引き渡すまでの間、第3編から第12編の管理区域を示す図において指定されている廃棄物保管場所に保管しなければならない。」

※：放射性廃棄物の引渡し前の措置、放射性廃棄物に係る標識及び表示

原子炉施設保安規定第3編 別図第2に示す廃棄物保管場所

| 施設 | 廃棄物保管場所 | 図番 |
|----------|------------------|---------------|
| 第1廃棄物処理棟 | 廃棄物一時置場（2階） | 別図第2（その2） |
| 第2廃棄物処理棟 | 名称なし（現在「廃棄物保管室」） | 別図第2（その7） |
| 第3廃棄物処理棟 | 機器室A（1階） | 別図第2（その11） |
| 解体分別保管棟 | 物品検査エリア | 別図第2（その17） |
| 減容処理棟 | 一時保管室（地階～2階） | 別図第2（その20～24） |

これらについては、平成26年度における核燃料物質使用施設等の保安検査における指摘（廃棄施設に廃棄する前段階であって、これから廃棄しようとするものが一時保管と称して長期間置かれている。）を受け、固体廃棄物の種類（処理前の固体廃棄物、処理後の固体廃棄物、処理等に伴って発生した固体廃棄物）ごとに、その保管場所、最大保管本数及び管理方法を整理し、原子炉設置変更許可申請書及び原子炉施設保安規定において位置付けることとした。

以上